

ゆたかなくらし

2022年4月1日から成年年齢が18歳になります! — 今年は18歳、19歳の人も成人に —

民法が改正され、2022年4月から成年年齢が「20歳」から「18歳」に引き下げられます。

18歳になったら大人の仲間入りとなります。大人になると何が変わるのが知っていますか?

成人となるのはいつ?



生年月日	成人となる日
2002年4月2日～2004年4月1日	2022年4月1日
2004年4月2日以降	18歳の誕生日

18歳になったらできるようになること

- 親の同意なしで契約する（携帯電話を購入する、部屋を借りる、など）
- ローンを組む
- クレジットカードをつくる
- 10年有効のパスポートをつくる など

20歳にならないとできないこと (今までと変わらないこと)

- お酒を飲む
- たばこを吸う
- 競馬・競輪などのギャンブルをする
- 大型・中型自動車運転免許を取得する など

自分で自由に
契約できますが…

● 未成年者を保護する 「未成年者取消権」が使えなくなります!

未成年者が親の同意を得ずに契約した場合は、民法で定められた「未成年者取消権」によって、その契約を取り消すことができます。

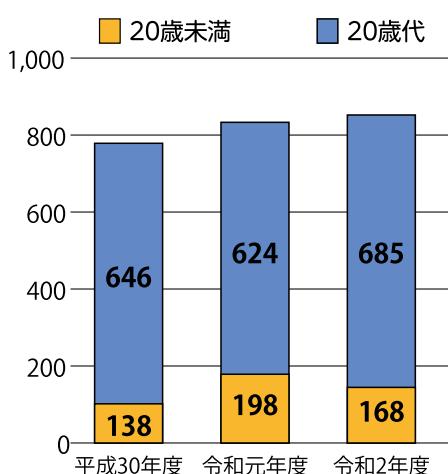
しかし、成年に達すると、この未成年者取消権は行使できなくなります。つまり、契約するかを決めるのも自分なら、その契約に対して責任を負うのも自分自身になります。

成人すると消費者トラブルが急増!?

● 成人になると、自分で契約して商品を購入したり、サービスを利用できるようになる一方で、知識や経験不足から消費者トラブルになるケースが増えると考えられます。

● これまで、20歳を過ぎると悪質業者に狙われる傾向にありました。が、さらに社会経験の少ない18歳、19歳の方は恰好のターゲットにされる恐れがあります。

【20歳代以下の相談件数】

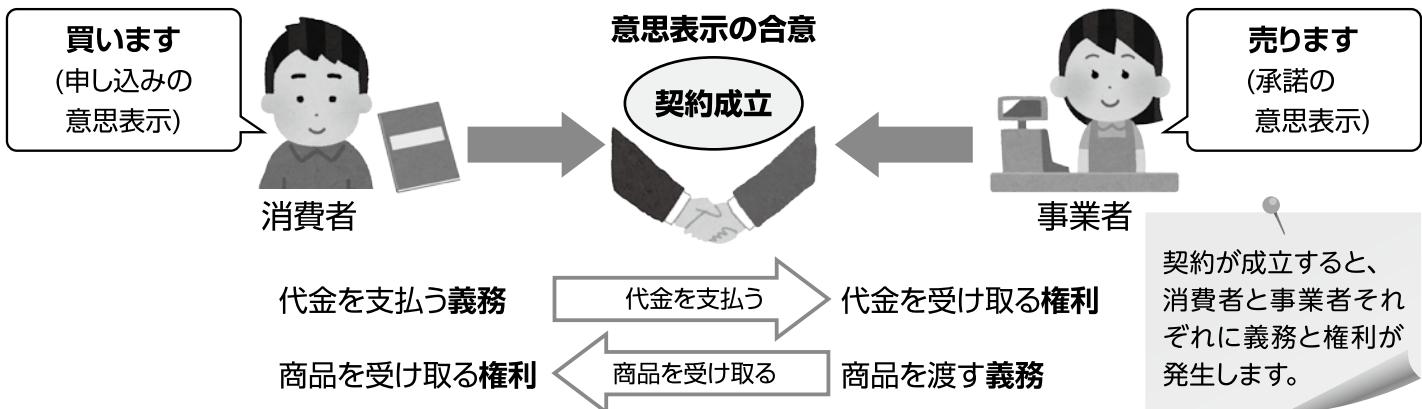


消費者トラブルにあわないために

契約の基本

～契約が成立するのはいつ?～

契約は「申し込み」と「承諾」の意思表示の合致により成立します。



契約とは、法的な責任が生じる約束のことです。契約書などの書面がなくても口約束でも契約は成立します。

いったん成立した契約は、正当な理由がない限り自分だけの都合で一方的に取り消すことはできません。契約をする前に内容や条件をよく確認することが大切です。

■□■ 若者に多い消費者トラブル 相談事例 ■□■

◆体験だけのつもりが…エステの契約

インターネットの広告を見て500円の脱毛エステのお試しコースを受けに店舗へ行った。終了後、料金を支払い帰ろうとしたら色々勧められ断り切れずに、脱毛エステの半年コースとケア用の化粧品をあわせて20万円で契約してしまった。よく考えると高額なので解約したい。



◆学校の先輩に誘われて…マルチ商法

先輩から「体に良い健康食品がある。高価だが、会員になれば安く買えるし、会員を増やせば売り上げの一部がもらえる。とても良い商品なので簡単に売れて、会員もすぐ増やせる」と説明され、借金をしてたくさん買って友人などに勧めたが全く売れず困っている。



◎「自分は大丈夫」と思わない

「自分はトラブルにあわない」と思わず、リスクがあるかもしれませんと注意するようにしましょう。

◎軽い気持ちで契約しない、急かされる契約はしない

内容が十分に理解できない時はその場で決めず、家族や信頼できる人に相談しましょう。

◎うまい話には要注意

リスクなしに「簡単にもうかる」ということはありません。

◎安いに借金しない

クレジット契約や借金をしてまで必要な契約なのかよく考えましょう。

◎きっぱり断る勇気を持つ

友人や先輩からの勧誘で断りにくいと思っても、契約の意思がなければはっきり断りましょう。

困ったらひとりで悩まずに 早めに消費生活センターに相談しましょう

消費者トラブルにあわないためには、未成年のうちから心構えや考え方をしっかり身につけておくことが大切です。

そのためには、ご家庭で子どものうちから「お金の使い方」や「契約とはどんなものか」など、消費生活の基礎的な知識や態度を育んでいくことが、とても重要です。



原料原産地表示が義務化されます!

令和4年4月1日から、輸入品を除くすべての加工食品の重量割合が最も高い原材料に対して、その原産地の表示が義務付けられます。原料原産地表示制度は、ハムやソーセージ、冷凍食品等の加工食品に原材料の原産地表示を義務付ける制度のことです。この制度の導入により、消費者が自主的かつ合理的に加工食品を選ぶことができるようになります。

① 表示の方法

対象の原材料が

生鮮食品の場合 ➡ 「国産」等とその産地を表示

加工食品の場合 ➡ 「国内製造」等とその製造地を表示

Q.「国産」と「国内製造」の違いは何ですか?

A.「国産」は原材料が生鮮食品である場合に表示され、その産地が国内であることを意味します。「国内製造」は原材料が加工食品である場合に表示され、その加工食品が国内で作られたことを意味しています。

② 表示の見方

生鮮食品

国別重量順表示

原産地が3か国以上ある場合、3か国目以降は「その他」とまとめて表示される場合もあります。

名 称 ウィンナーソーセージ
原材料名 豚肉（国産、アメリカ産、その他）、豚脂肪、たん白加水分解物…

加工食品

製造地表示の国別重量順表示

名 称 チョコレートケーキ
原材料名 チョコレート（ベルギー製造）、小麦粉

上のように2か国以上の産地の豚肉を使用している場合は、多い順に国名が表示されます。
この「国別重量順表示」が原則となります。



上の表示は、チョコレートがベルギーで作られたことを意味します。「ベルギー産のカカオ豆を使用している」という意味ではありません。



③ 表示と食の安全

食品表示は消費者が安全・安心な食品であるかを確認するために、欠かせないものです。今回ご紹介した原料原産地以外にもアレルギー表示など消費者の生命に直接関わる表示もあります。重大な事故を未然に防ぐためにも食品表示は非常に重要な役割を果たしています。

普段、何気なく目にしている食品表示。ぜひ、毎日の食品選びの参考にしてください。

仙台市の食品表示に関する相談窓口

●品質事項（原材料名、原産地、内容量など）

仙台市消費生活センター…………… 022-268-7040（直通）



●衛生事項（賞味・消費期限・添加物・アレルゲンなど）

各区保健福祉センター衛生課

青葉区 022-225-7211（代表）

宮城野区 022-291-2111（代表）

若林区 022-282-1111（代表）

太白区 022-247-1111（代表）

泉区 022-372-3111（代表）

宮城総合支所 022-392-2111（代表）

秋保総合支所 022-399-2111（代表）

●保健事項（栄養成分表示・栄養機能食品など）

各区保健福祉センター家庭健康課
宮城・秋保総合支所保健福祉課

消費生活基本計画・消費者教育推進計画(令和3年度～7年度)の取り組みをご紹介します。

施策の柱IV 高齢者等特に配慮を要する消費者への対応

特に配慮を必要とする高齢者や障害者の支援を行うため、見守りネットワークと連携し、高齢者等やその見守りを行う支援者に対する取り組みを推進します。

【主な取り組み】

- 配食サービス等、消費者宅を訪問する事業を行う団体等と連携し、消費者に対し注意喚起情報を提供します。
- 「仙台市消費者の安全を守る連絡協議会*」において、構成員である民生委員児童委員や地域包括支援センターなどの見守りネットワークにより、地域における消費者被害の未然防止に努めます。

*仙台市消費者の安全を守る協議会

平成26年の消費者安全法の改正により、地方公共団体及び地域の関係者が連携して見守り活動を行う「消費者安全確保地域協議会」を設置できることが規定され、その役割を本市において担う組織のことです。

安全・安心な新生活をスタートしましょう! ～事故を防止するための5つのポイント～

1.家電製品は取扱説明書をしっかり読もう!

使い慣れていない家電製品は、まず正しい使い方を理解しましょう。使い方を誤ると発火や破裂などの思わぬ事故につながることもあります。



2.中古品は製造年や保証の確認を忘れずに!

製品本体だけでなくコード・ACアダプターなどにもキズや破損がないか確認しましょう。古い製品は修理や部品交換ができないものもあり、経年劣化で事故が起きることもあります。



3.家具の組み立ては正しい手順で安全に!

ネジの締め付け不足や付け忘れないないように組み立てましょう。正しく組み立てないと使用しているうちに破損することもあります。一人で無理に組み立てないことも大切です。



4.お部屋の設備(戸棚、照明など)の安全確認を!

戸棚、照明などの据付家具や設備の不具合に気付いたらすぐに貸主や管理会社へ連絡しましょう。そのまま放置していると破損や落下でケガをすることがあります。



5.自炊時は、手洗いや加熱の徹底を!

食中毒の予防のポイントは菌を「つれない!」、「増やさない!」、「やっつける!」。食材や食器、自分の手にも細菌やウイルスは付着しています。



契約トラブルなどで迷ったときや困ったときは、一人で悩まず早めにご相談ください。

仙台市消費生活
相談ダイヤル

な や む な
022-268-7867

または、消費者ホットライン「188」(局番不要)

相談時間
月～金 9:00～17:00 (受付 16:30まで)
土 9:00～16:00 (受付 16:00まで)
※休館日：日曜・祝日・年末年始

対象 仙台市在住または通勤・通学している方

●仙台市消費生活センター

〒980-8555 仙台市青葉区一番町四丁目11番1号141ビル(三越定禅寺通り館)5階

TEL 022-268-7040 FAX 022-268-8309

E-mail sim004140@city.sendai.jp

ホームページ [仙台市消費生活センター](#)

検索



交通のご案内

●バスご利用の方は
商工会議所前又は定禅寺通り市役所前下車
徒歩3分 (仙台駅からの所要時間約10分)

●地下鉄ご利用の方は
地下鉄南北線 勾当台公園駅下車 南1番出口より
地下道で連絡 (仙台駅からの所要時間約5分)